

# インターンシップにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2022.7.18

2023.1.24

キャリアセンター

## 1. ガイドラインの適用範囲

「インターンシップにおける新型コロナウイルス感染症対策について」（以下「本ガイドライン」という。）はキャリアセンターが取り扱うインターンシップかつ対面実施のインターンシップを適用対象とする。また、学生が個人で応募する自己応募型インターンシップについては本ガイドラインの適用範囲から除く。

## 2. ガイドライン適用基準

本ガイドラインは原則として、以下の状況下において適用する。以下の状況下に無い場合は、運営会議の判断を仰ぐものとする。

1. 本学の感染レベルが3以下の場合であること。
2. 国・長野県が行動制限を発出していない状況であること。

\*ただし、受入れ先が独自に定めるガイドラインがある場合については、そちらに従うものとする。

## 3. 活動中止判断基準

以下の場合には、直ちに活動中止を受入れ先担当者と協議する。最終的な実施可否の判断は、キャリアセンター長が行う。

1. 国・長野県が行動制限を発出している場合。
2. 活動場所のある地域が、緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置の実施区域となった場合。
3. 本学でクラスターが発生した場合（陽性者が同一集団で10人以上発生、または5人以上の集団感染複数発生等）

## 4. インターンシップ参加学生への対応

基本的な考え方はHPに掲載されている「2022年度3・4学期における新型コロナウイルス感染症対策」に準じる。

事前研修及び事前打ち合わせにて、以下の徹底を図る。

1. 信州版「新たな日常のすゝめ」の確認。
2. 実習前後各5日間「健康管理、行動管理チェック票」で各自体調のチェック。結果をキャリアセンターへ報告。
3. 体調に変化があった場合、直ちにキャリアセンターへ報告。（実習前/実習中/実習後）
4. 受入れ先ガイドライン遵守。

#### 5. インターンシップ受入れ機関への対応

1. 実習計画書にて、実習内容、実習環境の安全性を確認。
2. 実習開始前に、再度万全な安全対策を書面にて要請。
3. 宿泊を伴うもの、新規受入れ先については、事前に職員が現地を視察。実習内容、実習環境の安全性を確認。

#### 6. 感染者が発生した場合の対応

濃厚接触者又はPCR検査の対象となった場合等の報告・確認フローに準じて速やかに対応。